

News Release

発行／埼玉縣信用金庫 総合企画部 TEL 048-526-1111(代) <http://www.saishin.co.jp>

2018年12月27日

「後見支援預金」の取扱いを開始～便利に安全に財産を守ります～

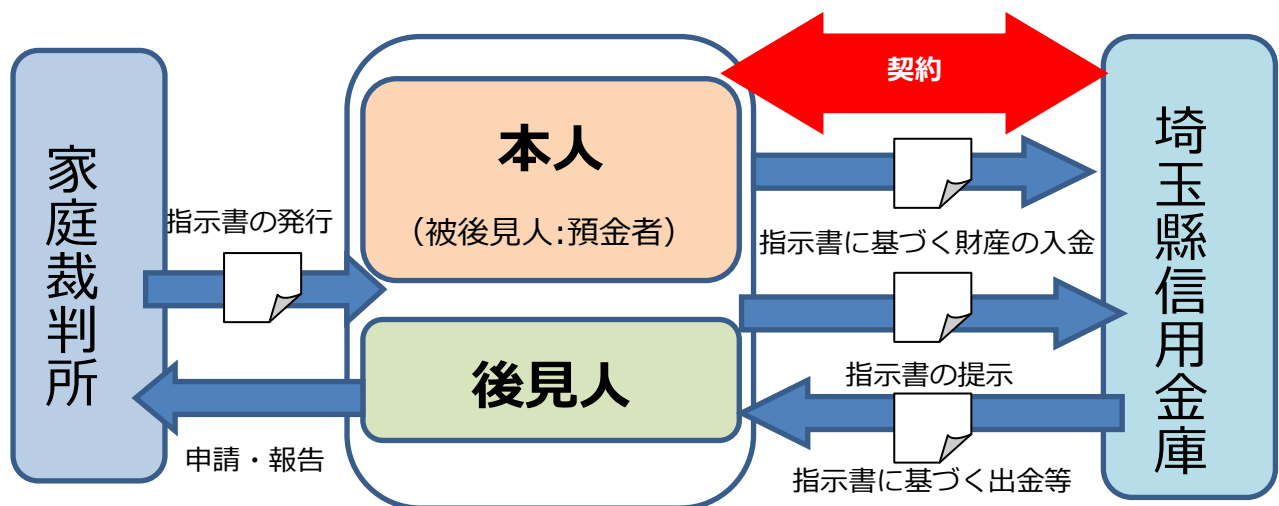
埼玉縣信用金庫（本店：熊谷市 理事長：橋本 義昭）は、「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき策定された「成年後見制度利用促進基本計画」を受け、後見制度をご利用の後見人が家庭裁判所の「指示書」に基づき被後見人の財産を安全・適切に保護・管理できる「後見支援預金」の取扱いを2019年1月4日より開始します。

1. 後見支援預金の概要

被後見人の財産のうち通常使用しない金銭を「後見支援預金」として別口座で管理できます。通常の預金と異なり後見支援預金口座の取引には裁判所が発行する「指示書」が必要です。

対象者	家庭裁判所より口座開設（契約締結）の「指示書」の発行を受けた方
預金種別	普通預金（一般・無利息型）
預入・払戻方法	裁判所の発行する「指示書」に基づき、取扱いをいたします。
その他	お預入れ期間・金額の制限はありません。また管理手数料はかかりません。

2. スキーム図



本件のお問合せ

埼玉縣信用金庫 事務部：菊地（慶） 総合企画部：山田

電話：048—526—1111 URL：<http://www.saishin.co.jp>